

関係各位

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正について

今般、以下のとおり外国為替令（以下「外為令」という。）及び輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

【改正の概要】

1. 国際輸出管理レジーム会合における合意を国内において着実に実施するため、規制対象となる貨物及び技術の見直しを行うもの。
【外為令別表及び輸出令別表第一関係】
2. 国内の安定供給に支障がなく、規制を維持する必要のない一部の血液製剤を規制対象から削除するもの。
【輸出令別表第二関係】
3. 公布日・施行日
 - ・公布日：平成30年11月9日（金）
 - ・施行日：平成31年 1月9日（水）（輸出令別表第一関係）
平成31年 4月1日（月）（輸出令別表第二関係）

《添付資料》

- 別紙1 経済産業省のニュースリリース
別紙2 輸出貿易管理令の新旧対照表

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341